

新川地域消防広域化協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新川地域消防広域化協議会規約第9条第2項の規定に基づき、新川地域消防広域化協議会（以下「協議会」という。）の幹事会の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会への提案事項に関すること。
- (2) 協議会の専門部会の活動の進行管理に関すること。
- (3) その他協議会の運営全般に関し必要な事項に関すること。

(幹事)

第3条 幹事は、次の者の中からあてる。

- (1) 副市町長
- (2) 消防長、次長等
- (3) 構成市町の課長等
- (4) 消防本部の課長等
- (5) 学識経験を有する者

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、会長が指名する者をもってあてる。

(役員職務)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

- 2 幹事長は、会を総理し、会議の議長となる。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(関係職員等の出席)

第6条 幹事会は、必要に応じて富山県職員及び構成市町の職員等の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年12月21日から施行する。